

新庄市消費生活センターNews



自宅に電話があり、「ご家庭に訪問し、不用の衣類や布団などを高値で買取。本日は市内を回っている」と言うので来訪を承諾した。着物や布団を出したが、それらには目もくれず「貴金属を見せて」と何度も言われた。売るつもりはなかったが古い指輪やネックレスを見せると安価で買い取られた。

- 売るつもりのない貴金属の売却を迫られても、物品を見せずにきっぱりと断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、物品の種類、買取価格、業者名、連絡先を確認しましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。早めに消費生活センター等に相談しましょう。



【 不用品買取じゃなかったの?! 貴金属の訪問買取 】

大手通信会社を名乗る業者から電話があり「今から2時間後に固定電話が使えなくなる。工事が必要だ。詳しくは電話機の1を押した後に説明する」と言われた。不審に思って電話を切ったが、この業者が言うことは本当なのだろうか。



- 大手電話会社は、固定電話のIP網への移行に伴い電話会社内での設備切替を行っています。この設備切替に便乗した「電話が使えなくなる」「工事が必要」などの不審な電話が増えています。
- IP網へ移行した後も、現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切替に伴う工事や手続きは必要ありません。
- 電話の内容が良く分からないときはその場で返事をしないで、家族や周囲の人に相談してみましょう。

【 工事しないと固定電話が使えなくなるって本当?! 】

消費生活出前講座

専門のスタッフが地域に伺い、最近の消費者トラブルの事例や対処の仕方を分かりやすくお伝えします。町内会や敬老会、趣味のサークルなど、お気軽にお問合せください。



新庄市消費生活センター

0233-22-2121 または

消費者ホットライン 188 (平日8時30分~17時15分)



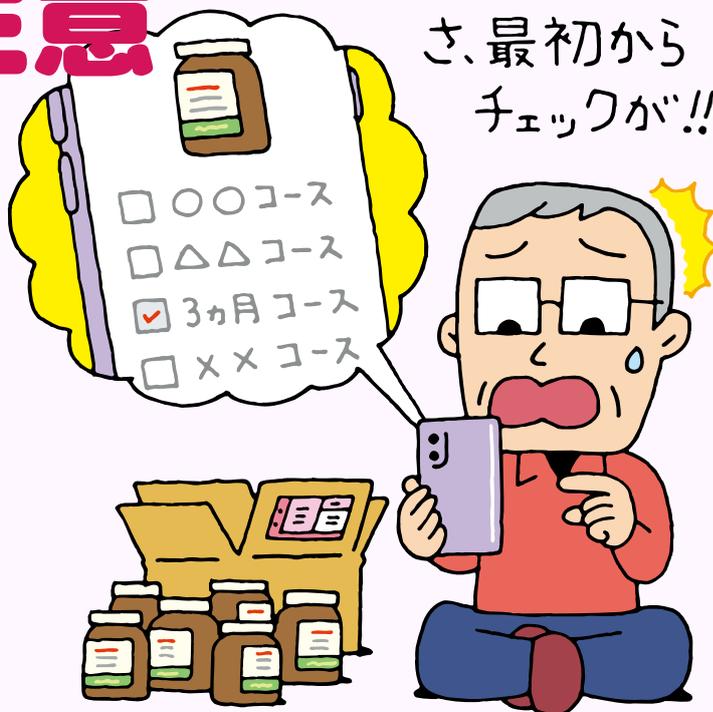
見守り 新鮮情報

事例1 ネットで約千円のサプリを注文した。届くのは**1箱**だと思っていたのに、**6箱**届き請求額は2万円だった。間違いだと思い事業者には電話をすると「3カ月コースの注文を受けている」と言われた。サイトを改めて確認したところ「**3カ月コース**」に**あらかじめチェック**が入っていた。納得がいかないので返品したい。(70歳代)

ネット通販 あらかじめ入っている チェックに注意

事例2 先月ネットで購入したDVDをクレジットカードで購入した。

今月になって、覚えのないサブスクリプションサービスの引き落とし確認メールが来た。月額約300円で中古本を無料で購入できるというサービスだった。DVDを購入した事業者の申込画面を調べてみると、サブスクリプションサービスに入会する選択肢に**最初からチェック**が入っており、チェックを外さないまま注文すると入会となることが分かった。(60歳代)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

最終確認画面をよく確認



見守るくん

- ネット通販で、消費者が気付きにくいカタチで、追加料金がかかる選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。このような手法があることを知り、必ず注文確定前に確認しましょう。
- ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をよく確認しましょう。
- 特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、申し込みを取り消せる可能性があります。契約画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。